

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業（一般会計・石油特会）
105百万円（99百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1．事業の概要

地球温暖化対策推進法の一部改正により平成18年4月から導入される温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の着実な施行を図るため、平成19年度の第1回報告に向けた基盤整備を行う。

具体的には、報告義務内容、排出量の算定方法等の周知を図るための業種ごと・地域ごとの説明会の開催等を通じ、対象事業者による報告義務の遵守に結びつけるとともに、制度の試行を実施して排出量情報の伝達が適切に行われるかの検証、課題の検討を行う。

この他、対象事業者・非対象事業者における温室効果ガスの排出実態についての調査・情報収集や、排出量等の集計、公表等のシステムの維持管理等を行う。

2．事業計画

平成17年度	平成18年度	平成19年度
<ul style="list-style-type: none"> ・改正地球温暖化対策推進法の成立・公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の導入 ・対象事業者による算定の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者による排出量の第1回報告 ・排出量の集計、公表等
<ul style="list-style-type: none"> ・政省令の整備 ・排出量の算定・報告、公表・開示のためのシステム等の開発 ・事業者への制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の開催等を通じた報告義務履行の徹底 ・制度設計の検証 ・排出実態についての調査・情報収集等 ・公表・開示のためのシステムの管理等 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表・開示のためのシステムの管理等 ・引き続き事業者への制度の周知

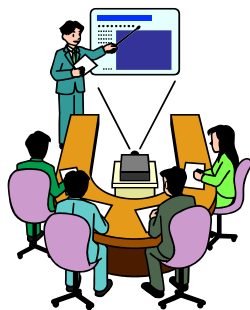
3．施策の効果

実効性のある制度運用を行うために必要な準備を行うことにより、本格運用開始後における報告情報の分析を通じた地球温暖化対策の立案・実行や評価・見直しに寄与するとともに、排出量等の情報の公表・開示を通じ国民・事業者の排出状況に対する理解、各主体における自主的な取組を行うインセンティブ・気運を高める。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業

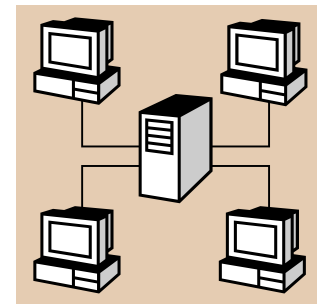
対象事業者による報告義務履行の徹底

説明会の開催やパンフレット・マニュアルの配布等により、報告義務の内容、算定方法等の周知徹底を図り、対象事業者による報告義務の遵守に結びつける。

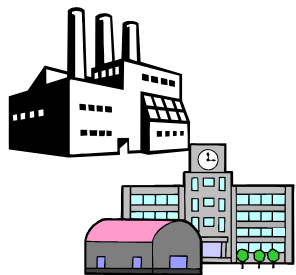


制度設計の検証

平成19年度の制度の本格稼働に向け、制度の試行を実施することにより、情報の適切な処理についての検証、課題の検討を行う。

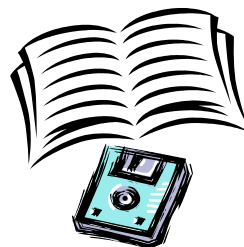


排出量の捕捉状況等調査



制度対象となる事業者の把握を的確に行うため、対象事業者及び非対象事業者における温室効果ガスの排出状況について実態把握のための調査・情報収集を行う。

システムの維持管理等



排出量等の集計、公表、開示用のシステムの管理・改良を適宜行う。また、制度内外の事業者を支援するため、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案)」の改訂に係る検討を行う。